

小型船舶の汽笛、号鐘等に関する IMO への提案と審議状況

1. IMO への我が国の提案

(1) 汽笛

大きくかつ重たいものになることが問題点として指摘されている長さ 12 メートル以上 20 メートル未満の船舶の汽笛について、現行の条約の基準で想定している可聴距離 0.5 海里を確保しつつ汽笛を小型軽量化するため、米国内水面規則を参考として、より高い周波数の音域まで認めることにより、音圧要件を下げることにする。

(2) 号鐘

大きくかつ重たく、設置場所にも困る問題がある上に、実態上もその使用のケースがほとんどなく必要性に疑問が呈示されている小型船舶の号鐘に関し、長さ 12 メートル以上 20 メートル未満の船舶について、号鐘の備え付けを要しないこととし、錨泊又は乗り上げ時の視界が制限されている状態では、号鐘以外の他の有効な音響による信号を行う旨の規定とする。

(3) 船灯

小型船舶が機走する場合における三色灯の使用の可否に関して、帆船が機走していることを示す適切な追加灯に関する我が国の検討結果を紹介し、専門家による検討の開始を求める。

2. 審議状況

(1) IMO 第 69 回海上安全委員会 (MSC69)

平成 10 年 5 月に開催された MSC69 において、我が国からの提案に基づき、小型船舶の汽笛、号鐘等に関する海上衝突予防規則 (COLREG 規則) の見直しを、航行安全小委員会 (NAV) の作業計画に加え、NAV で審議することとなった。

(2) IMO 第 44 回航行安全小委員会 (NAV44)

平成 10 年 7 月 20 日から 24 日まで開催された NAV44 で、我が国より提案説明を行ったところ、我が国の提案に対して反対する国はなく、原則的には支持されたが、SOLAS 条約第 V 章の全面改正等の他の審議案件があり、詳細な検討を行うに十分な時間が得られなかったため次回会合にて詳細な検討が行われることとなった。

(3) IMO 第 45 回航行安全小委員会 (NAV45)

平成 11 年 9 月 20 日から 24 日まで開催された NAV45 において、我が国提案に基づく COLRBG 規則の改正案が WG で原則合意された。

ただし、号鐘に関して任意に搭載する場合に呼び径 20cm のものとしなければならない規定となっており、我が国は強く異議を表明したが、WG としては呼び径の規

定を残すことでレポートが作成された。

(4) IMO 第 46 回航行安全小委員会 (NAV46)

平成 12 年 7 月 10 日から 14 日まで開催された NAV46 において、我が国提案に基づく汽笛・号鐘に関する COLREG 規則の改正案が WG の最終的な審議を経て、航行安全小委員会は我が国の提案通り改正することで合意した。

号鐘に関して任意に搭載する場合に呼び径 20cm のものとしなければならないとする規定については、我が国の主張が理解され削除された。

船灯に関しては、三色灯の使用を可能とする適当な追加灯について具体的な方法が見いだせないことから、今回の COLREG 規則の改正には盛り込まれないこととなった。

3 . 今後のスケジュール

本年 11 月に開催予定の IMO 第 73 回海上安全委員会の審議・採択を経て、来年 11 月開催予定の IMO 第 22 回総会で採択され、総会が定める日 (通常採択の 2 年後) に発効する。総会は 2 年間隔なので第 22 回総会が最も早いタイミングとなる。

なお、別途、高速船及び水上を滑空する WIG (Wing-in Ground) に関する COLREG 規則の改正も審議されており、これらとともに改正される予定。